

17 障がい者雇用

障がい者雇用とは

障がい者雇用は、就職を希望している障がい者が、その能力と適性に応じた仕事を確保できることを目的にしています。このため、「障害者雇用促進法」により、事業所は一定の雇用率に達する人数の障がい者を雇用すべき義務が課せられています。

障がい者の雇用義務

事業所は、一定の割合で、身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者を雇用しなければなりません。なお、法定雇用率令和8年7月に引き上げられることが決まっています。

	現 行	令和8年7月～
一般の企業	2.5%以上	2.7%以上
特殊法人など国・地方公共団体	2.8%以上	3.0%以上
都道府県などの教育委員会	2.7%以上	2.9%以上

障がい者の労働条件

労働条件は、労働基準法、最低賃金法、労災保険法、雇用保険法などの労働法規について、障がいの有無に関わらず、すべての労働者に適用されます。

障がい者の就業に関すること

[公共職業安定所(ハローワーク)]

就職を希望している障がい者の求職登録を行い、専門職員、職業相談員が障がいの程度に応じたきめ細かな職業指導、職業紹介などを行っています。



[福岡障害者職業センター]

障害者職業カウンセラーなどの専門職を配置し、公共職業安定所などの関係機関と連携を取りながら、障がい者や事業主に対する就職・職場定着にかかる相談・援助業務を行っています。例えば、就職に向けた準備を行うための職業準備支援や職場定着に向けたジョブコーチ支援を行っています。

[福岡市立障がい者就労支援センター]

障がい者の民間企業への就労や職場定着を促進するため、本人、家族および特別支援学校、施設などの関係機関や事業主からの相談に応じるとともに、職場で直接仕事の内容などを指導するジョブコーチを派遣するなど、就労支援を行っています。

[障害者就業・生活支援センター]

就職を希望している障がいのある人、あるいは在職中の障がいのある人が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を行います。

障がい者雇用促進に関するお問い合わせ・ご相談

P.52 MAP D-1	福岡労働局職業安定部職業対策課 博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6F	TEL 434-9807
-----------------	---	--------------

障がい者の就業に関するお問い合わせ・ご相談

公共職業安定所(ハローワーク)

※所在地、電話番号は27ページを参照

P.54 MAP H-2	福岡障害者職業センター 中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5F	TEL 752-5801
P.54 MAP H-7	福岡市立障がい者就労支援センター 中央区舞鶴1-4-13 福岡市舞鶴庁舎4F	TEL 711-0833
P.53 MAP G-3	障害者就業・生活支援センター野の花 中央区天神3-14-31 天神リンデンビル5F	TEL 729-9987